

介護福祉士・社会福祉士制度の改正について

[社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年制定、昭和63年度施行)により創設された名称独占の国家資格]

改正の背景

近年の介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応し、人材の確保・資質の向上を図ることが求められている。

- 介護保険制度の導入や障害者自立支援法の制定等により、認知症の介護など従来の身体介護にとどまらない新たな介護サービスへの対応が求められている。
- 介護保険制度、障害者支援費制度等の利用者がサービスを選択できる制度を導入したことに伴い、サービスの利用支援、成年後見、権利擁護等の新しい相談援助の業務が拡大してきている。

改正のポイント

- 1 介護福祉士の行う「介護」を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改めるなど、定義規定を見直す。
- 2 個人の尊厳の保持、認知症等の心身の状況に応じた介護、福祉サービス提供者、医師等の保健医療サービス提供者等との連携等について新たに規定するなど、義務規定を見直す。
- 3 資質の向上を図るため、すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、介護福祉士の資格取得方法を一元化する。
福祉現場における高い実践力を有する社会福祉士を養成するための資格取得方法の見直しを行う。
- 4 社会福祉士の任用・活用の促進を図る。

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案の概要

1 定義規定の見直し

- ① 介護福祉士の業務「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改正する。
- ② 社会福祉士の業務「福祉サービスを提供する者又は医師等の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡・調整を明確化する。

2 義務規定の見直し

- ① 個人の尊厳を保持し、その有する能力・適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実に業務を行わなければならない。
- ② 介護福祉士は認知症等の心身の状況等に応じ、社会福祉士は地域に即した創意と工夫を行い、業務を行わなければならない。
- ③ サービスが総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス提供者、医師等の保健医療サービス提供者その他の関係者との連携を保たなければならない。
- ④ 資格取得後も、社会福祉・介護を取り巻く環境の変化に適応するため、知識・技能の向上に努めなければならない。

施行期日・経過措置

公布日：定義規定・義務規定の見直し、社会福祉士の任用資格としての位置付けの拡大(1、2及び4②)

平成21年4月1日：介護福祉士の教育内容の充実、社会福祉士の資格取得方法の見直し(3②・④及び4①)

平成24年4月1日：介護福祉士の資格取得方法の見直し(3①・③) * 平成25年1月試験から実施

【経過措置】(福祉系高校関係)

- 教育内容の充実が困難な福祉系高校について、平成21年度から平成25年度までの入学者に限り、現行程度の課程を卒業した後に9月以上の実務経験を経た場合に、国家試験の受験資格を付与。

3 資格取得方法の見直し

【介護福祉士】

- ① 「養成施設」卒業者は、資格を取得するためには、新たに国家試験を受験する仕組みとする。
- ② 「福祉系高校」について、教科目・時間数だけでなく新たに教員要件、教科目の内容等にも基準を課すとともに、文部科学大臣・厚生労働大臣の指導監督に服する仕組みとする。
- ③ 「実務経験」(3年以上)に加え、新たに6月以上の養成課程(通信等)を経た上で国家試験を受験する仕組みとする。

【社会福祉士】

- ④ 「行政職」経験に加え、新たに6月以上の養成課程を経た上で国家試験を受験する仕組みとする。

4 社会福祉士の任用・活用の促進

- ① 社会福祉主事養成課程を修了後、2年以上の実務経験を有し6月以上の養成課程を経たものに、新たに国家試験の受験資格を付与する。
- ② 身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等の任用資格として、社会福祉士を位置付ける。

【経過措置】(介護福祉士関係)

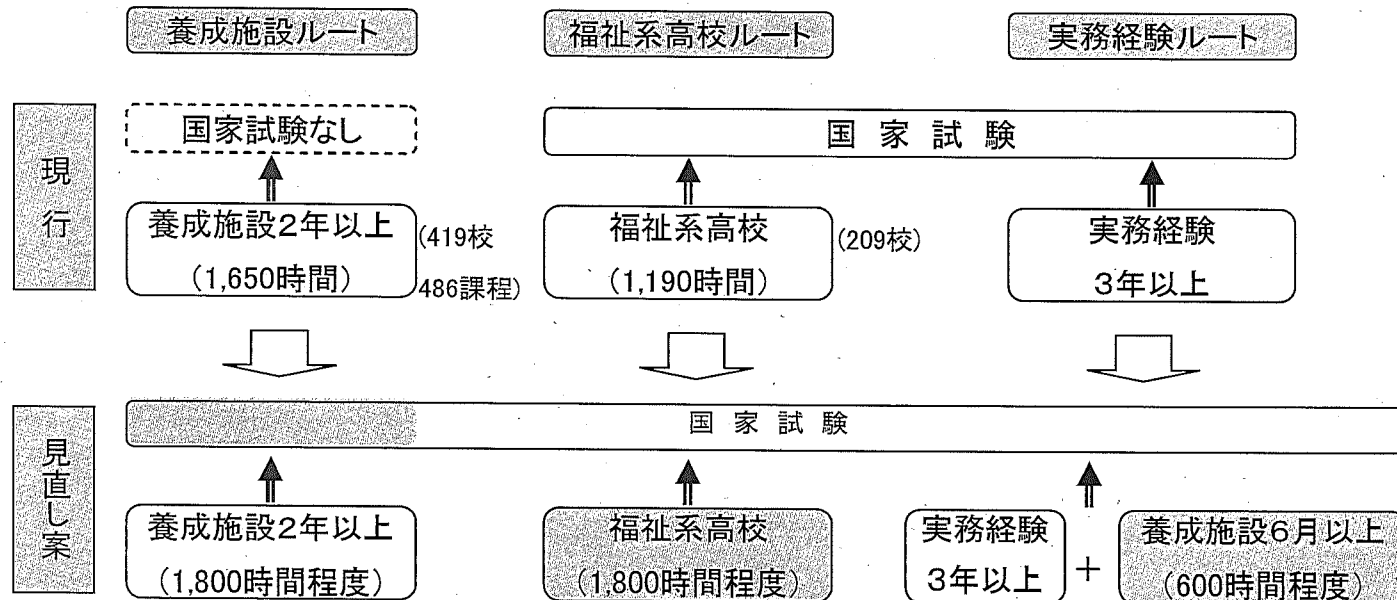
- 養成施設を卒業した者は、当分の間、准介護福祉士の名称を用いることができることとする。
- * 日比経済連携協定に基づく養成施設コースのフィリピン人にも適用

[参議院での法案修正(附則第9条の検討規定に追加)]

「政府は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に関する日本国政府とフィリピン共和国政府の間の協議の状況を勘案し、この法律の公布後5年を目途として、准介護福祉士の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

介護福祉士

介護保険サービスで就労する介護職員のうち、施設で約4割、在宅で約2割が介護福祉士であるなど、介護を支えるマンパワーとして中核的な存在(累計資格取得者数:約63.9万人:平成19年7月末現在)。



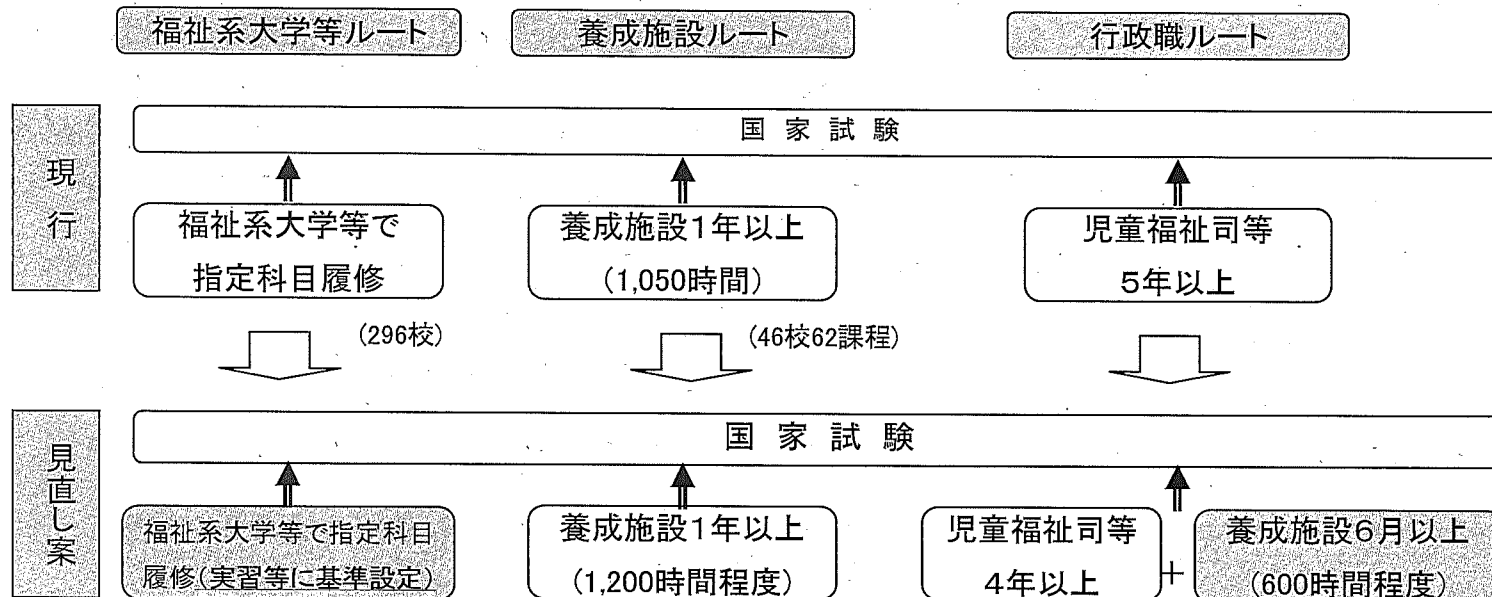
【参考】現行の資格取得者数等の状況

	平成19年度資格取得者	これまでの資格取得者数の累計
養成施設ルート	約1.9万人 (約20%)	約41.4万人 (約65%)
福祉系高校ルート	約0.5万人 (約5%)	
実務経験ルート	約6.9万人 (約74%)	
合計	約9.3万人	約63.9万人

* 平成19年の国家試験の状況
 受験者数 約14.6万人
 合格者数 約7.4万人
 (合格率約50%)

社会福祉士

福祉に関する相談援助を行う者として、社会福祉施設等、社会福祉協議会等、医療機関、行政機関などが主な就労先となっているが、任用・活用の状況は低調(累計資格取得者数:約9.5万人:平成19年7月末現在)。



【参考】現行の資格取得者数等の状況

	平成19年度資格取得者
福祉系大学等ルート	約0.8万人 (約65%)
一般養成施設ルート	約0.4万人 (約35%)
行政職ルート	41人 (約0%)
合計	約1.2万人

* 平成19年の国家試験の状況
 受験者数 約4.5万人
 合格者数 約1.2万人
 (合格率約27%)

参議院厚生労働委員会における附帯決議(平成19年4月26日)

- 一、介護福祉士の資質の向上を図るための教育カリキュラム等の見直しに当たっては、養成施設ルート、福祉系高校ルート及び実務経験ルートのそれぞれにおいて、同等の水準の知識及び技能が担保されるよう措置すること。また、本改正による介護福祉士の資格取得方法の見直しに併せて、介護報酬の見直しなど制度面を含めて介護福祉士の社会的評価に見合う処遇の確保につながる施策の推進に努めること。
- 二、介護労働の魅力を高めるため、雇用管理や労働条件の改善の促進、生涯を通じた能力開発及びキャリアアップの支援、潜在マンパワーの就業促進等の実効性ある介護労働力確保対策を総合的に推進すること。
- 三、介護職員の任用については、介護福祉士を基本とすることを念頭に置きつつ、介護福祉士への円滑な移行を促進するため、その施策の在り方を十分検討すること。
- 四、准介護福祉士の仕組みは、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、介護福祉士制度の見直し後の介護福祉士の受入れの在り方について早急にフィリピン側と調整を行う等の対応を行い、その結果を踏まえ、速やかに介護福祉士への統一化を図ること。
- 五、実務経験ルートに新たに課される六月以上の養成課程について、働きながら学ぶ者の負担軽減に配慮し、通信課程を認めるほか、教育訓練給付の対象となるように基準の設定を行うこと。
- 六、厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること。また、今後、介護サービスの担い手の養成に係る新たな仕組みを設けるに当たっては、現在の資格制度との関係について十分検討を行い、現場が混乱に陥ることのないようにすること。
- 七、社会的援助のニーズが増大していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討すること。
- 八、社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の在り方について、専門家による検討の場を設け、必要な知識及び技能を総合的に評価できるような内容となっているかどうかについて検証を行うこと。
- 九、社会福祉士の任用・活用の拡大については、今回の改正事項の実効性を高めるため、関係機関に対し周知徹底を図ること。

衆議院厚生労働委員会における附帯決議(平成19年11月2日)

- 一、介護福祉士の資質の向上を図るため、教育カリキュラム等の見直しに当たっては、養成施設ルート、福祉系高校ルート及び実務経験ルートのそれぞれにおいて、同等の水準の知識及び技能が担保されるよう措置すること。
- 二、社会福祉士及び介護福祉士の社会的評価に見合う処遇の確保を図るため、介護報酬の見直しなど介護保険事業の充実等に努めるとともに、国籍などを理由として介護福祉士の賃金、労働条件などに差別的取扱いが生じないよう、監督・指導を行うこと。
- 三、福祉・介護労働の魅力を高めるため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」に基づく施策として、社会福祉士及び介護福祉士の雇用管理や労働条件の改善の促進、生涯を通じた能力開発及びキャリアアップの支援、潜在マンパワーの就業促進等の実効性ある福祉・介護労働力確保対策を総合的に推進すること。
- 四、介護職員の任用については、介護福祉士を基本とすることを念頭に置きつつ、介護福祉士への円滑な移行を促進するため、その施策の在り方を十分検討すること。
- 五、社会福祉士の任用・活用の拡大については、今回の改正事項の実効性を高めるため、都道府県及び市区町村の福祉に関する事務所職員への社会福祉士の登用の促進策の在り方について十分検討すること。また、社会福祉施設の長、生活指導員等についても、社会福祉士の任用を促進するよう周知徹底を図ること。
- 六、実務経験ルートに新たに課される六月以上の養成課程について、働きながら学ぶ者の負担軽減に配慮し、通信課程を認めるほか、教育訓練給付の対象となるように基準の設定を行うこと。
- 七、厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること。また、今後、介護サービスの担い手の養成に係る新たな仕組みを設けるに当たっては、現在の資格制度との関係について十分検討を行い、現場が混乱に陥ることのないようにすること。
- 八、社会的援助を必要とする者が増加していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討すること。
- 九、社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の在り方について、専門家による検討の場を設け、必要な知識及び技能を総合的に評価できるような内容となっているかどうかについて検証を行うこと。
- 十、社会福祉士の資質の向上を図るため、教育カリキュラム等の見直しに当たっては、効果的な実習が行われるよう実習指導体制の充実に十分配慮すること。
- 十一、司法・教育・労働・保健医療等の分野における社会福祉的課題の重要性にかんがみ、これらの分野への社会福祉士の職域拡大に努めること。